

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、平成29年10月6日付け石狩湾新港管理組合告示第46号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

## 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 石狩湾新港管理組合 管理者 高橋 はるみ

## 2 入札に付す事項

### (1) 契約の目的の名称及び数量

物品の売払契約（鉄くず等） 271.58t

ア 鉄くず H1 243.58t

イ 鉄くず H2 5.84t

ウ 鉄くず H3 6.62t

エ 鉄くず H4 13.28t

オ ステンレス 0.44t

カ アルミ 0.92t

キ 電線類（銅線） 0.90t

※ 物品の数量は、一部、机上計算で集計した数量を含んでいます。

腐食の程度や誤差により実際の重量と違う場合がありますので、現地確認のうえ、現物から重量を判断し、入札金額を積算してください。

### (2) 搬出期限

平成29年11月10日（金）

### (3) 搬出場所

小樽市銭函5丁目190-5地先

石狩湾新港管理組合 資材ヤード

### (4) 引渡について

#### ア 時期

売払物品の引渡の時期は、売払代金の納入を確認した後に引き渡すものとする。

引渡にあたっては、石狩湾新港管理組合職員に領収証書の写しを提出し、売払代金納入の確認を受けた上で搬出を行うこと。

#### イ 立会

引渡の際には、石狩湾新港管理組合職員の立ち会いを受けること。

#### ウ 写真

搬出前の売払い物品、搬出後の資材置き場の写真を撮影の上、後日提出すること。

#### エ 物品受領書

売払物品を受領した後速やかに物品受領書を提出すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

平成29年10月6日付け石狩湾新港管理組合告示第45号に規定する物品の売払契約（鉄くず等）に関する資格を有すること。

## 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限

付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次に定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年10月6日（金）から平成29年10月16日（月）まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 5 契約条項を示す場所

石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合

#### 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合

(2) 入札日時 平成29年10月24日（火）10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

#### 7 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

##### (2) 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 8 送付による入札の可否

認めない。

#### 9 契約書作成の要否

要

#### 10 その他

##### (1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第101条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

##### (2) 落札者の決定方法

財務規則第98条第1項の規定により定めた予定価格の制限以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

##### (3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

##### (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 瑕疵担保

契約の締結後、数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売払い代金の減額、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

(6) 入札説明について

下記の期間、現地説明を行うので、希望者は前日までに下記連絡先に電話連絡で申し込むこと。

ア 現地説明期間

平成29年10月10（火）日から平成29年10月18日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 連絡先

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ 電話番号 0133-64-6661

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ 所 在 地 郵便番号061-3244 石狩市新港南2丁目725-1

ウ 電話番号 0133-64-6661

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 代金支払い方法

この契約の相手方となった者は石狩湾新港管理組合管理者が発行する納入通知書により、指定の期日（納入通知書発行の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

(12) その他

この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。